

(2011年3月21日制定)

(2016年5月30日改定)

内部統制システム構築に関する基本方針

コープ情報システム株式会社（以下、「当社」）は、日本生活協同組合連合会（以下、「日本生協連」）のIT戦略の実現を担うIT実務機能分担会社として、専門的役割を發揮して、日本生協連や生協の経営・事業に貢献する役割を担っています。

当社は、会社法および会社法施行規則ならびに日本生協連との間で締結された諸契約および日本生協連が定めた各種グループ基本方針等に基づき、取締役会において「内部統制システム構築に関する基本方針」を次の通り定めます。また当社は、本方針に従って内部統制システムを適切に構築し、運用します。

なお、基本方針の推進と課題対応等について、代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会において内部統制システムを統括する機能を担います。

1. 取締役および社員の職務の執行が、法令および定款などに適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、取締役および社員が法令および定款等を遵守し、確固たる倫理観をもって事業活動を行う組織風土をさらに高めるために日本生協連グループの「日本生協連グループ基本方針」「日本生協連グループ行動指針」を推進し、さらに必要な社内ルール等を整備します。
 - (2) 当社は、コンプライアンス体制の構築、運用に関する基本方針および重要な施策の具体的実践を図るために、代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会において、継続的にコンプライアンス体制を推進します。
 - (3) 当社は、社員のコンプライアンス意識の醸成と定着を推進するため、推進部署を決定して教育と行動提起を継続的に行います。
 - (4) 当社は、日本生協連の「コンプライアンス相談窓口規程」に基づき、日本生協連グループの職員、社員、退職者を対象に設置された「相談窓口」により、コンプライアンス違反またはそれのおそれのある事実についてすみやかな調査と是正を行います。当社はコンプライアンスに関する相談またはコンプライアンス違反について通報したことを理由にした不利益な取扱いはありません。
 - (5) 当社は、日本生協連の「コンプライアンス相談窓口規程」に基づき設置された、お取引先専用の「お取引先コンプライアンス窓口」によりコンプライアンス違反またはそれのおそれのある事実の早期発見につとめ、調

査と是正を行います。

- (6) 当社は、日本生協連および社会の信頼の一層の向上に資するために、監査役による監査を受け、その監査報告書を株主総会に開示します。
また、日本生協連グループとして行う、当社とは特別の利害関係のない公認会計士等による監査を受けます。
- (7) 当社は、反社会的勢力との取引を遮断するために、教育、契約書類等、必要な整備を進めます。

2. 取締役および幹部社員の職務執行に関わる情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役会は、当社の事業および財務の状況に関する情報の開示について、株主に対する説明責任の観点から、開示に係る基準、範囲および手続きを定め、その適切な運用を行います。
- (2) 当社は「文書取扱規程」に基づき、取締役および幹部社員の職務の執行に関わる情報について、管理対象とする文書、保存年限、保存形態、主管部署および保存場所等を明確にして保存します。

3. 損失の危険の管理（以下、「リスク管理」）に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、定期的にはリスクアセスメントを行い、事業および活動におけるリスクを常時把握し優先順位を評価した上で、事業方針および事業計画にリスク対応策を定め、リスク回避またはマイナスの影響を最小限に低減するリスクコントロールを行います。
- (2) 前項に定める事項の達成に向けて、リスク管理体制構築のために必要な役割権限を整備します。
- (3) 当社は、リスク管理体制の具体的実践を図るために、代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会においてリスク管理に係る具体的対応策の検討と策定、具体的テーマの対応策に関する周知徹底策の検討と策定を行います。
- (4) 当社は、社員のリスク感度の醸成と定着を図るために推進部署を決定して教育と行動提起を継続的に行います。
- (5) 当社は、日本生協連の「情報セキュリティ基本方針」に基づき、業務上取り扱う重要な情報資産である個人情報、守秘義務情報、機密情報を各種の脅威から護り、適正かつ有効に活用する情報セキュリティ管理体制を推進します。
- (6) 当社は、日本生協連の「危機管理規程」に基づきクライシス対応マニュアルを整備するとともに、「日本生協連震災対策マニュアル」に沿って、

震災対応を含むクライシス対応の教育訓練をはかり、迅速で機動的な危機管理体制を構築します。

4. 取締役および幹部社員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は「取締役会規則」に基づき、取締役および幹部社員の職務の執行が効率的に行われるよう業務執行・運営に関する重要事項を審議・決定します。
- (2) 当社の意思決定方法については、決裁規程において明文化し、重要性に応じた意思決定を行います。
- (3) 職務執行に関する権限および責任については、「職務権限規程」その他の社内規定において明文化し、業務を効率的に遂行します。

5. 日本生協連の子会社管理に対応する業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、日本生協連の「子会社等管理規程」に基づき、日本生協連が行う当社事業に係る重要な方針、事項の監督・指導に対応し、相互の健全な発展を推進します。また日本生協連と一体となったコンプライアンス体制、リスク管理体制、情報セキュリティ体制を構築します。
- (2) 当社は、日本生協連に会計情報、事業報告書、その他会社経営に関わる重要事項に関して報告を行います。
- (3) 当社は、日本生協連および日本生協連グループとの取引について、「取引条件の決定に関するガイドライン」を策定し、これに従って取引条件を決定します。
- (4) 経営に重大な影響を与える可能性のあるグループ内取引を開始する場合には、事前にそれらの取引の適切性・適法性を審議・検討の上、取締役会で決議・報告します。
- (5) 当社は、日本生協連の内部監査担当部署から定期的にモニタリングを受け、同部署と連携を図ります。

6. 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項および監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合には、適切な社員を配置すると同時に、配置にあたっての具体的な内容（組織、人数、その他）について監査役と協議し、その意見を十分考慮、反映します。

- (2) 当社の代表取締役社長は、補助社員の取締役からの独立性を確保するために、監査役職務を補助すべき社員の任命、異動については監査役に事前に説明し、監査役に意見があるときは、その意見を十分考慮、反映します。
- (3) 当社の代表取締役社長は、監査役職務を補助すべき社員を監査役のために応じて就労させ、その評価についても監査役の意見を考慮・反映します。
- (4) 当社の代表取締役社長は、定期的に監査役と会合を持ち、事業と活動の健全な発展に向けて意見交換を図り相互認識を深めます。
- (5) 当社の代表取締役社長は、業務の適正を確保する上で重要な職務執行の会議への監査役出席の確保、ならびに必要な情報の提示に努めます。

7. 取締役および社員の監査役への報告に関する体制

- (1) 当社の取締役および社員は、職務執行に関する重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を監査役に報告します。
- (2) 当社の代表取締役社長は、当社の内部統制システムの構築状況を定期的に監査役に報告します。
- (3) 当社の代表取締役社長は、内部統制システムに重大な影響を加える意思決定を行ったときは、遅滞なく監査役に報告します。
- (4) 当社の代表取締役社長は、当社の内部統制システムの構築状況について監査役から報告や調査が要請されたときは、すみやかにこれに応じます。